「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」改正についてのご案内

令和７年７月１日付で、横浜市の委託約款に添付される「電子計算機処理等の契約に関する情報取記事項」（以下「特記事項」といいます）を改正しました。この案内では、改正された部分のみを取り上げています。その他の詳細については、必ず改正後の特記事項をご確認ください。

改正後の特記事項は令和７年７月１日以降に実施される契約手続きに適用されます。すでに契約手続きが完了している案件や、契約期間中の案件に対して変更を求めるものではありません。

1. 端末やネットワーク機器の脆弱性対策（第３条第６項）

受託者が準備した端末等を使用する場合、次の対策を求めます。

1. ソフトウェアを常に最新の状態に保ってください。
2. コンピュータウイルス等の定期的な検査を実施してください。
3. (1)(2)の対応が困難な場合は、その理由を明示し、事前に委託者の承諾を得てください。
4. システムの意図しない変更の防止（第３条第７項）

情報システムに関して、委託者の意図しない変更が発生しないよう、変更前に必ず委託者に確認を求めてください。「意図しない変更」とは、当初の想定と異なるシステムの変更全般を指します。

1. 従事者への適切な指導（第４条）

不開示情報の漏えいを防ぐため、受託者は従事者に対して必要かつ適切な指導を行ってください。

1. 不開示資料等の返還等（第８条）
2. 委託者から特段の指示がない限り、不開示資料等は返還または適切に処分する必要があります。
3. 契約終了後もシステムの保守・運用等で不開示資料等が必要な場合は、事前に委託者と協議してください。